

美馬市監査委員告示第2号

平成23年度財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により平成23年度
財政援助団体等に対する監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成23年12月5日

美馬市監査委員 松 家 忠 秀

美馬市監査委員 藤 原 英 雄

財政援助団体等に対する監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査の結果は、次のとおりである。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体(補助金等)に対する監査

団 体 名	所 管 課
社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会	生活福祉課
有限会社 ミマコンポスト	農 政 課

(2) 指定管理者に対する監査

指定管理者	施 設 名	所 管 課
ふるさとわかまち 株式会社	脇町劇場	商工観光課
	吉田家住宅	
	美村総合交流施設	
株式会社 清 流 の 郷	穴吹貸別荘施設	商工観光課
	穴吹交流宿泊施設	

2 監査の期日

平成23年11月10日(木)

3 監査の方法

監査の対象となる各団体及び所管課より提出された監査資料に基づき、関係者等から事情を聴取し、平成22年度の金銭出納、事業運営状況及びその他の事務の執行について監査を行った。

4 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり要望事項があった。

なお、軽易な事項については、その都度関係者に指導を行った。

(要 望 事 項)

財政援助団体(補助金等)においては、引き続き経費の節減とより一層の経営努力をしていただきたい。また、所管課においては、財政援助団体(補助金等)の財政状態等を十分把握し、適切な指導・監督を行っていただきたい。

指定管理者においては、引き続き経費の節減と各施設のより一層の利用促進に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者制度導入の主旨に沿い指定管理者の適切な指導・監督に努めていただきたい。